



# まらまら

第34号

今、ひとりひとりが...

「桜梅桃李」という言葉が好き!

それぞれ可憐に咲き使命を果たしながら人々の心を和ませてくれる花・花・花。

一人ひとりが今、居る場所で自分らしく生き、自分らしく「きらきら」と輝いていける21世紀でありたい…。

11月12日~25日は

「女性に対する暴力をなくす運動」の  
実施期間です!



DV（配偶者等からの暴力）と聞くと、殴られたり蹴られたりして、パートナーから身体を傷付けられることを思い浮かべる方が多いと思います。実際は、それだけではありません。例えば、「大声で怒鳴る」「何を言っても無視をする」「殴るふりをして脅す」などの精神的な暴力、「借金を重ねる」「生活費を渡さない」「働くことを許さない・仕事を辞めさせる」などの経済的な暴力、「メールを勝手に見る」「交友関係を厳しくチェックする」などの社会的な暴力があります。このような暴力は、夫婦や恋人といった親しい間柄でも許されるものではありません。

もし、パートナーから暴力を振るわれたら、決して自分を責めたり、我慢したりしないでください。ひとりで悩まず、下記の窓口へ相談してください。

相談機関	電話番号	受付時間
伊賀市役所福祉相談調整課 (女性相談)	22-9609	月～金(祝日除く) 9:00～16:00
三重県配偶者暴力相談支援センター(三重県女性相談所)	059-231-5600	月・水・金 9:00～17:00 火・木 9:00～20:00
三重県男女共同参画センター 「フレンテみえ」	059-233-1133	火～日 9:00～12:00 火・金・土・日 13:00～15:30 木 17:00～19:00

編集・発行

伊賀市人権生活環境部人権政策・男女共同参画課  
〒518-0873 三重県伊賀市上野丸之内 500 番地  
TEL(0595)22-9632 FAX(0595)22-9666

(平成 26 年 11 月 15 日 発行)

編集

伊賀市男女共同参画センター情報紙「きらきら」  
編集スタッフ 岡 久美子・竹山 佐代子・的場 裕子  
宮田 美智子・三山 佳代子

## 9月16日 悠々講座

子育てを取りまく環境について

～たのしい孫育て～

講師：今井和子さん

(子育て支援団体 ハッピーちるとれん 代表)

上野公民館主催の悠々講座(全9回)は、60歳以上の人を対象に毎年開催されており、そのうち1回を男女共同参画をテーマに実施しています。

今年のテーマは「子育てを取りまく環境について」でした。核家族化や共働き世帯の増加、また地域の人たちとの付き合いがあまりないなど、パパ・ママだけでは子育てを

ていくのが大変だと言われている今、おじいさん・おばあさん世代の力が求められています。

お孫さんの世話をする、ボランティアなどで地域の子どもたちと交流するなど、子どもと関わる場面はいろいろあると思います。そんな場面で、子どもたちやそのパパ・ママともうまく関わっていくヒントを伝えられるようにとこのテーマの講座を行いました。

受講した方からは、「共感できた」「今後のためになった」などの感想をいただきました。



小学生のみなさんが

**ハイトピア伊賀の見学に  
来てくれました!**



秋の遠足を利用して、市内の5つの小学校から、3年生の皆さんがハイトピア伊賀にある市の施設見学に来てくれました。

男女共同参画センターがある4階は、ほかに子育て包括支援センターと保健センター、スポーツ振興課があります。それぞれの業務について説明をし、施設内を案内しました。特に、学校からの依頼で、業務のほかに男女共同参画について話をさせていただいた学校もありました。

家事分担について、子どもたちに「家で掃除や料理は誰がしていますか」と聞いたとき、たくさんのおもたちから「お父さんとお母さんが分けてしている」という声が返ってきました。そのおもたちのお父さん・お母さんの世代では、「家事は分担するもの」という意識が浸透してきているのではないかなと実感しました。

## 男女共同参画に関する意識調査 にご協力ください。

男女共同参画社会の実現に向け、市では男女共同参画基本計画を策定し、事業を実施しています。男女共同参画についての考え方をお聞きし、来年度策定する第3次計画の基礎資料とするため、無作為に抽出した2000人の市民のみなさまに、「男女共同参画に関する意識調査」の調査票をお送りしています。

提出期限は11月27日（水）です。

お手数をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

## お知らせ

### 女性向けパソコン講座

**開催日時**：12/15、17、19、22、24  
9：30～15：30（24日は16：00まで）

**場所**：ハイトピア伊賀4階ミーティングルーム

**定員**：6名 **受講料**：無料 **申込期間**：11/17

～12/9 **受講対象者**：母子家庭・生活保護受給者・児童扶養手当受給者・ひとり親家庭等医療費補助者・母子生活支援センター入居者、民間シェルター入居者等その他これに準ずる経済的に困難な状況にある女性で、15～39歳までの休職中の方でパソコン初心者の方。※託児有

**申し込み先・お問い合わせ**：

いが若者サポートステーション

TEL 22-0039 FAX26-0002

## TOPICS part 12

## 仕事と子育て

### ○育児・介護休業法

共働き世帯が夫婦どちらか一方が働いている世帯より増えた今、仕事と子育ての両立は未婚のときから気になる問題です。女性の活躍や少子化の問題が叫ばれるようになり、仕事と子育てが両立できるよう、制度の整備も進められてきました。

育児・介護休業法は、仕事と子育て・介護が両立して行えるように整備された法律です。この法律では次のようなことが定められています。

- ・子が満1歳（両親がともに育児休業を取得した場合は1歳2ヶ月）までの育児休業（保育所に入所できない場合等は最大1歳半まで取得可）
- ・子が3歳に達するまでの短時間勤務制度、所定外労働の免除
- ・育児休業を取得したこと等を理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止 など

子の年齢により利用できなくなるものもありますが、子の看病や通院のために取得できる看護休暇や、深夜業の制限、時間外労働の制限などが定められています。

### ○制度はあるが・・・

このように制度は整ってききましたが、実際に男性も女性も利用できているかどうかが問題です。

育児休業の所得率は、女性が76.3%、男性は2.03%となっており（H25雇用均等基本調査）、特に女性に比べて男性の取得率の低さがはっきり現れています。

先に制度の内容を書きましたが、これは女性のためだけの制度ではありません。男性も取得できる制度です。が、これだけ取得する男性が少ないのは、「男性が育児のために仕事を休むこと」が、周囲の人にまだまだ浸透していないこと、当人の職場に迷惑をかけるという意識が強い、また経済的なこと（男性の方が収入が多い）が原因になっているようです。

制度は、利用できなくては意味がありません。事業所側の対策も必要ですが、まず、男性が育児に参画することを特別視せず、制度が利用しやすい環境づくりが必要なのではないでしょうか。

（男女共同参画係）

